

平成27年5月1日から

「特定求職者雇用開発助成金」の支給要件を変更する予定です

「特定求職者雇用開発助成金」(特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金)は、平成27年5月1日から、下記のように助成額や支給要件の一部を変更する予定です。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

助成額の変更 (中小企業事業主)

平成27年5月1日以降、対象労働者を雇入れる場合

リーマンショック後の雇用情勢の悪化によって、引き上げていた中小企業事業主に対する助成額を当初の額に戻します。また、障害者については、助成対象期間を延長します。

※ 中小企業以外の事業主に対する助成金の額や助成対象期間は変更ありません。

◆ 特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者		現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
		支給総額	助成対象期間	支給総額※ ¹	助成対象期間※ ²
短時間労働者以外	高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
	身体・知的障害者	135(50)万円	1年6か月 (1年)	120(50)万円	2年(1年)
	重度障害者等(重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	2年 (1年6か月)	240(100)万円	3年 (1年6か月)
短時間労働者 ※ ³	高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)
	障害者	90(30)万円	1年6か月 (1年)	80(30)万円	2年(1年)

◆ 高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

対象労働者	現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
	支給総額	助成対象期間	支給総額※ ¹	助成対象期間※ ²
短時間労働者以外	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
短時間労働者※ ³	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)

注：()内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。

※^{1,2} 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期(第1期~第6期)といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

※³ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。



助成対象外となる基準の追加

平成27年5月1日以降、対象労働者を雇入れる場合

従来から、ハローワークなどの紹介以前に、事業所と対象労働者との間で雇用の予約がある場合には助成対象外としていましたが、助成対象外の基準を追加します。

<新たに助成対象外となる基準>

① 代表者などの3親等以内の親族の雇入れ

雇入れた対象労働者が事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族と姻族）である場合には助成対象外になります。

② 雇入れ前の3か月を超える実習などの実施

対象労働者を雇入れた事業所と同一事業所で、雇入れ日以前の3年間に、通算して3か月を超える職業訓練や実習など[※]を行った場合には助成対象外となります。

また、対象労働者を雇入れた事業所の関連会社で、雇入れ日以前の1年間に、通算して3か月を超える職業訓練や実習などを行った場合にも助成対象外となります。

※ 職場体験、職場実習、就労継続支援事業B型など

注：これらの基準に該当しない場合であっても、明らかに職業紹介の前から対象労働者の採用が決定していると判断できる場合には助成対象外となります。

支給額の算定方法

平成27年5月1日以降、初回申請[※]する場合

※ 初回申請とは平成27年5月1日以降に第1期支給対象期の申請を行うなど、対象労働者について初めて支給申請を行うことをいいます。

① 実労働時間に応じた支給額の算定

対象労働者の実労働時間が、雇用契約で定められた所定労働時間に満たない場合には、

- ◆ 支給対象期6か月間の平均実労働時間^{※1}が最低基準^{※2}以上の場合は、助成額満額を支給します。
- ◆ 支給対象期6か月間の平均実労働時間が最低基準に満たない場合は、月ごとの平均実労働時間により助成額を月ごとに算定して支給します。

※1 6か月間に実際に働いた時間を1週間で平均したもの。有給休暇は労働時間に含みます。

※2 対象労働者区分が「短時間労働者以外」の場合は24時間（30時間の8割）、
「短時間労働者」の場合は16時間（20時間の8割）

② 支給額の算定に必要な賃金額

支給額の算定に必要な賃金額は、従来は支給対象期に支払いのあった賃金額の総額としてきましたが、今後は、対象労働者が支給対象期に労働した分として支払われた賃金の額とします。

- ◆ 申請に当たっては、対象労働者が支給対象期に労働した分として支払われた賃金に関する賃金台帳などを提出してください。
- ◆ 支給申請期間までに支払った支給対象期の賃金額が助成額に満たない場合で、支給申請期間以降に支給対象期の労働についての賃金の支払いがある場合は、該当の賃金台帳などを後日提出することにより、支給額が変更になる場合があります。

詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。